| | | |
|---|---|---|
| | | あっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数 |
| | 第四項 | |
| | 前項 | 第八項 |
| | ［略］ | |

9　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第四項の規定は、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 第一項第七号 | 七時限 | 八時限 |
| | 時限数（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許 | 時限数 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| | 第三項 | |
| | 前項 | 第七項 |
| | ［同上］ | |

8　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| 第一項第七号 | 三時限 | 八時限 |
| | 時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数 | 時限数 |